

## 基本方針 1

## 乳幼児期の教育・保育の充実

乳幼児は、遊びを通して日々成長していくことから、幼稚園や保育所・認定こども園等の幼児教育・保育施設においては、乳幼児期の発達の特徴を踏まえ、幼児教育・保育の基本である遊びを通しての教育・保育の充実を図りながら、安定した情緒のもとで「生きる力」の基礎をはぐくむ幼児教育・保育を推進します。

また、特別な配慮を必要とする幼児の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するため、一人ひとりの教育的ニーズや発達の課題の把握に努めるとともに、幼児一人ひとりの持てる力を高め、遊びや生活上の困難を改善または克服するため、適切な指導や教育的支援を行います。

### 【重点施策1】「生きる力」の基礎を培う教育・保育の充実

乳幼児期の子どもは、充実した生活や遊びを通して成長していきます。幼児教育・保育施設においては、園児が身近な環境に主体的に関わり、考えたり試したり、挑戦したりしようとする力、友だちとさまざまな体験を重ねる中で、自分も友だちも大切にし、自己表現する力、心や体を十分に働かせて自らが健康で安全な生活をつくり出そうとする力など「生きる力」の基礎を培う乳幼児期の教育・保育の充実を図ります。

#### 《現状及び課題》

- ・変化の激しい社会の中では、自ら見通しを持ち、自分で考えて行動しようとする自立心、他者に対する思いやり、自らの体を十分に動かそうとする力等を基盤とし、失敗を恐れず挑戦しようとする意欲、最後まで諦めず取り組もうとする根気強さ、周囲の人やものに積極的に関わろうとする力の育成等が求められています。
- ・核家族化や少子化の進行、テレビゲーム、スマートフォンの普及に伴い、一人遊びをする子どもが増え、鬼ごっこなど友達と関わって遊ぶ集団遊びの経験が不足し、子どものコミュニケーション能力の低下を招くなど育ちにも変化が見られるようになってきています。
- ・日常生活において、さまざまな自然・人・伝統行事の体験など人との関わりが希薄になり実体験が少なく、遊びこめない子どもが増えており、幼児教育・保育施設においても、多様な体験活動を通して、幼児が主体的に遊びに取り組むことができるような援助の充実が一層求められています。
- ・近年、子どもの生活が夜型化し、朝食を食べない子どもの増加など食生活や生活リズムの乱れが指摘され、乳幼児期の子どもの育成においては、規則正しい生活リズムと望ましい生活習慣を形成することが再認識されてきています。

# 大分市幼児教育・保育振興計画（案）

## 基本方針 1 及び基本方針 2 の修正後の全文

### 《取組の方向性》

#### ① 乳幼児期にふさわしい生活と遊びの充実

・乳幼児期の子どもは、身近にいる保育者から愛情豊かに、関わってもらうことにより、情緒が安定するとともに人への信頼感が育ちます。幼児期の子どもは自発的な活動としての遊びを通して、心身の調和のとれた全体的な発達の基礎を築いていきます。

幼児教育・保育施設は、様々な体験を通して、「いきいきと輝き自ら考えたり試したりするたくましい子ども」「のびのびと表現し自分も友だちも大切にする心豊かな子ども」「すくすくと育ち自ら健康で安全な生活をつくりだすすこやかな子ども」の育成を目指し、遊びを通じた教育・保育の充実を図ります。その際、次に掲げる資質・能力「知識及び技能の基礎」「思考力、判断力、表現力等の基礎」「学びに向かう力、人間性等」を、幼児の発達や興味・関心等を踏まえながら、一体的にはぐくむよう努めます。

#### ② 人との関わりの中で育む教育・保育の充実

・乳幼児期の子どもは、身近な保育者等との愛着を基盤にして、生活や遊びへ自ら関わろうとする気持ちが高まるようになります。保育者は、表情や体の動き、泣き、喃語などで自分の欲求を表現する姿を温かく共感し、受け入れ、関わることを通して、様々なものに興味や関心がもてるよう環境を整えます。

幼児期の子どもは、友だちと関わる中で、さまざまな思いや考えに触れ、相手の立場に立って考えたり、思いやったりする気持ちが育ちます。また、互いの思いや考えを共有し、一緒に活動する楽しさを味わうことで、協力する大切さを学びます。

幼児教育・保育施設は、子どもが、友だちと互いに思いや考えを伝え合いながら、共通の目的に向けて工夫したり協力したりして、最後までやり遂げる充実感が味わえるような援助の工夫に努めます。

#### ③ 日常生活における体験活動の充実

・乳幼児期の子どもは、地域の人とあいさつしたり、言葉を交わしたりして大人などと交流することで、自分が見守られている安心感や、人と触れ合うことの喜びを感じるようになります。また、身近な自然の美しさや不思議さに気付き感動する体験や、小動物などさまざまな生き物と関わる体験を通して、自然の変化などを感じ取り、命の大切さに気付く体験をすることは大切です。

幼児教育・保育施設は、地域の人との関わりや、地域の自然や行事、祭りなどの地域の教育資源を生かした体験活動を通して、子どもが地域を愛する心をはぐくんでいきます。

#### ④ 健康・安全な生活をつくり出す教育・保育の充実

・乳幼児期の子どもは、衣服の着脱、食事、排泄、睡眠、身の回りを清潔にするなど見通した生活活動を送る力をはぐくむことが大切です。

幼児教育・保育施設は、一人ひとりの健康状態や発育及び心身の発達状態を的確に把握し、その状態に応じて保育をすることによって、健康で安全な生活をつくり出す教育・保育の充実を図ります。

# 大分市幼児教育・保育振興計画（案） 基本方針 1 及び基本方針 2 の修正後の全文

## 《 具体的取組 》

- ・ 幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえたカリキュラムの充実
- ・ 「教育・保育の手引き」（乳幼児教育カリキュラム含む）の作成及び活用
- ・ 「大分市幼児教育・保育振興計画」の周知と取組の展開

## 【重点施策2】 特別な配慮を必要とする乳幼児への支援の充実

幼児教育・保育施設は、障がいのある子どもや医療的ケアが必要な子ども、外国から帰国した子ども、日本語の修得に困難のある子どもなどが安心して自分を発揮できるよう子ども一人ひとりの実態に合わせた教育的ニーズや発達の課題を的確に把握する中で、個別の指導計画を作成し、子どもの特性に応じた支援に努めます。また、保護者への支援とともに、よりきめ細かな相談体制を整えることで、特別支援教育・保育の充実を図ります。

## 《 現状及び課題 》

- ・ 現在、障がいのある園児への指導にあたっては、教職員の深い幼児理解のもと、園児一人ひとりの教育・保育ニーズに対応し、実態に合わせた教育・保育を必要としますが、医療機関等専門機関との連携が十分でない状況も見受けられます。よりきめ細かに進めていくためには、専門的知識をもつ人材を育成するとともに、医療機関やその他の専門機関との連携の強化が必要です。
- ・ 医療的ケアを必要とする幼児の受け入れ体制を整備し、保護者や医療機関と連携する中で、一人ひとりに応じた支援を行う必要があります。
- ・ 海外から帰国した園児や生活に必要な日本語習得に困難があると思われる園児への支援は、生活、文化や言葉の違いからくる不安に寄り添い、保護者と連携した支援が必要です。
- ・ 障がいのある園児と障がいのない園児が、園生活や交流活動を通して、お互いを認め合い仲間として気持ちが通じ合うことを実感するなどにより、共に育ち合うことが大切です。

## 《 取組の方向性 》

### ① 園内体制の整備・充実

- ・ 障がいのある幼児の受け入れを促進し、きめ細かな協力・相談体制をつくりながら、「安全面の確保、施設の整備」を推進します。
- ・ 幼児教育・保育施設においては、特別支援教育・保育の実施に当たり、教職員の適正な配置をするとともにリーダー的役割を担う教職員を養成し、研修を充実させるなど園全体の支援体制を充実します。
- ・ 教職員は、特別支援教育・保育に関する理解を深めるとともに、専門性を高め、園児一人ひとりに応じた支援に努め、必要に応じて専門機関と連携し、支援の方針や内容の共有を図ります。
- ・ 医療的ケアの必要な園児に対する支援についての知識を深め、特別支援学校の職員や、保健師、看護師等専門的な職員との連携を深め、協力体制を構築していきます。

# 大分市幼児教育・保育振興計画（案） 基本方針 1 及び基本方針 2 の修正後の全文

## ② 教育・保育のニーズに応じた支援の充実

- ・ 幼児教育・保育施設においては、障がいのある園児一人ひとりの教育・保育のニーズや発達の課題の整理と的確な把握に努め、それらの課題の改善または克服に向けて、適切な支援を行います。
- ・ 幼児教育・保育施設は、家庭や地域と連携を密にしながら、特別支援学校や医療・福祉などの専門機関とのさらなる連携を推進します。
- ・ 障がいのある乳幼児に対する正しい理解と認識を深めるため、特別支援教育・保育に関する講演会等の啓発活動の充実に努めます。

## ③ 海外から帰国した園児や生活に必要な日本語の習得に困難のある園児への支援の充実

- ・ 海外から帰国した幼児や生活に必要な日本語の習得に困難のある幼児等一人ひとりの家庭の背景に応じ、指導・支援内容の工夫を職員間で組織的かつ計画的に行い、全職員で共通理解を深めます。
- ・ 園児とスキンシップを図りながら、あいさつや簡単な言葉かけの中に母語を使うなど、信頼関係を築き、家庭とも連携を図ります。

## ④ 特別支援学校等との交流促進

- ・ 幼児教育・保育施設は、幼児の社会性や豊かな人間性をはぐくむため、地域や幼児教育・保育施設の実態に応じて、特別支援学校や近隣の小学校の特別支援学級の児童との交流の機会を設けます。

### 《具体的取組》

- ・ 特別支援教育・保育コーディネーターの育成（※）
- ・ 個別の指導計画の作成
- ・ つながりファイル（※）や移行支援シート（※）を活用した小学校教育への接続
- ・ 特別支援教育・保育に係る各種研修会・講演会実施
- ・ 巡回教育相談等相談体制の推進
- ・ 英語版等の園パンフレット作成
- ・ 園内の掲示物等への工夫（ユニバーサルデザインの導入）

### 【重点施策3】 カリキュラム・マネジメントの充実

幼児教育・保育施設は、幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（以下、「3法令」）の示すところに従い、地域の実情に応じ園児が充実した生活を展開できるカリキュラムを編成するとともに、園長のリーダーシップのもと、その計画がうまく実施できているか状況を検証・評価して改善を図り、その内容を全ての職員が共有しながら、組織的かつ計画的に教育活動の質の向上を図ります。

# 大分市幼児教育・保育振興計画（案）

## 基本方針 1 及び基本方針 2 の修正後の全文

### 《現状及び課題》

- ・幼児教育・保育施設においては、カリキュラムに基づいた保育の実施が行われてはいるものの、P（計画）D（実施）C（評価）A（改善）サイクルの体制が整っていない施設も見受けられます。
- ・幼児教育・保育施設においては、教育・保育目標を達成するために、地域の実態と子どもの発達の特性を踏まえ、乳幼児の実情に即したカリキュラムを編成し、計画性を持った適切な保育が行うことが求められています。
- ・平成 29 年度の 3 法令の改訂（定）では、質の向上に向けて、カリキュラム・マネジメント（※）を行うことが求められています。

### 《取組の方向性》

#### ① 乳幼児期の子どもの発達の共通理解と実態把握

- ・自我が芽生え、自己表出することが中心の生活から、次第に他者の存在を意識し思いやったり、自己を抑制したりする気持ちが生まれ、同年齢での集団生活を円滑に営むことができるようになる時期へと移行していくような乳幼児期の子どもの発達の理解に努めます。

#### ② 家庭及び地域の実情を踏まえたカリキュラムの編成

- ・カリキュラムの編成に当たっては、地域の実態と各園の実態を踏まえた上で、創意工夫をし、幼児教育・保育においてはぐくみたい資質・能力を踏まえつつ、乳幼児期の子どもが充実した生活や遊びが展開できるよう努めます。

幼児教育・保育施設は、教育目標を明確にし、基本的な方針が家庭や地域とも共有されるよう、可視化等発信の工夫をします。

#### ③ 評価・改善の実施

- ・幼児教育・保育施設におけるカリキュラムを効果的に展開するための指導計画を作成し、確実な実施に向けて、実践の振り返り及び評価を行い、定期的カリキュラムの内容に、点検、修正を加え、指導計画のさらなる改善を行います。

### 《具体的取組》

- ・「幼児教育において育みたい資質・能力」及び「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえたカリキュラムの編成
- ・乳幼児期の子どもの発達の理解に基づいたカリキュラムの評価・改善の実施
- ・カリキュラムの改善に向けた自己評価シートや幼児教育アドバイザーの活用

# 大分市幼児教育・保育振興計画（案） 基本方針 1 及び基本方針 2 の修正後の全文

## 基本方針 2 円滑な接続に向けた幼保小連携の推進

幼児教育・保育施設と小学校は、それぞれの教育目標や指導の内容・方法などについて、情報を共有するとともに生活の連続性に配慮しつつ、小学校との連携、接続の取り組みを充実させ、小学校以降の生活や学習への円滑な接続を推進します。

幼児教育・保育施設の教職員と小学校の教職員との交流においては、意見交換や合同研修の機会を設けるなど、互いの教育内容の理解や子どもの姿の共有化を図り、幼児教育と小学校教育との接続を促します。

また、幼児教育・保育施設間で、これまでの研究や実績の成果を共有し、相互理解を深められるよう連携の推進に努めます。

さらに、小学校は、小学生の保護者と園児の保護者との交流機会を設けるなど、小学校入学に対する園児の保護者の不安解消に向けた取組を進めます。

### 【重点施策1】 園児と児童の交流活動の充実

幼児教育・保育施設と小学校は、園児・児童の思いやりの心、他者との接し方などの社会性の基礎をはぐくむとともに、園児の小学校就学に向けた自信や期待を高め、安心感が持てるよう、異年齢交流や多様な人々との関わりを計画的に実施します。小学校は、児童と園児の活発な連携・交流を進めるため、近隣の幼児教育・保育施設への積極的な働きかけを行います。

#### 《現状及び課題》

- ・各校区において、園児と児童の交流活動は実施されていますが、校区内に多数の幼児教育・保育施設があり、交流が行き渡っていないケースもみられます。各校区の実情に応じた交流形態を工夫し、交流活動を活発にすることが求められています。

#### 《取組の方向性》

##### ① 小学校を中心とした校区内の幼児教育・保育施設と小学校との交流活動の充実

- ・就学前の幼児が小学校就学に向けて自信や期待を高めるためには、小学校の活動に参加する体験的な交流活動は意義のある活動です。また、児童にとっても、異年齢交流を図ることにより、思いやりの気持ちが育つなど、園児と児童の互いの育ちにつながる交流活動の充実を図ります。
- ・小学校は、校区の幼児教育・保育施設へ公開授業や学校行事等の情報を積極的に発信するとともに、幼児教育・保育施設を訪問し、各施設における教育・保育の内容の理解に努めます。

# 大分市幼児教育・保育振興計画（案） 基本方針 1 及び基本方針 2 の修正後の全文

## 《 具体的取組 》

- ・ 体験的な小学校見学の充実（授業体験、給食体験等）
- ・ 年間計画に基づく交流活動の充実
- ・ 小学生の保護者と園児の保護者との情報共有や意見交換会等の開催

### 【重点施策2】 幼児教育・保育施設の職員間の連携推進

幼児教育・保育施設の教職員同士が交流し、互いの園の特色や教育・保育目標、地域の様子などについて情報を共有し、相互理解を深めることで、連携推進を図ります。

## 《 現状及び課題 》

- ・ 校区幼保小連携推進協議会を通して、小学校教職員を中心とした縦のつながりとしての幼児教育・保育施設の交流は広がりつつありますが、施設間における互いの教育・保育内容を学び合う合同研修などを通じた横のつながりを強化する必要があります。

## 《 取組の方向性 》

### ① 園児同士の交流活動の推進

- ・ 同年齢の他園の友だちと交流する出会いの場で互いの気持ちを伝え合い、折り合いをつける体験を通して、調整する力を身につけるなど望ましい人間関係作りにつなげていきます。  
幼児教育・保育施設は、交流活動の目的を共有した上で、実施します。

### ② 教職員同士の交流と合同研修の推進

- ・ 幼児教育・保育施設において、職員の資質の向上を図るために、互いの教育・保育を学び合う場を設け、交流活動の目的を共有するなど、合同研修の機会の拡充に努めます。

## 《 具体的取組 》

- ・ 幼児教育・保育施設間の交流活動の実施
- ・ 幼児教育・保育施設間の合同研修の実施

### 【重点施策3】 幼児教育と小学校教育の相互理解に基づいた育ちや学びの接続

幼児期においてはぐくまれた資質・能力を踏まえ、小学校教育が円滑に行われるよう、幼児教育・保育施設と小学校の教職員との意見交換や合同研修の機会を設け、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有しつつ、子どもの発達を長期的な視点で捉え、互いの教育・保育内容や指導方法について相互理解を深めます。

# 大分市幼児教育・保育振興計画（案）

## 基本方針 1 及び基本方針 2 の修正後の全文

### 《現状及び課題》

- ・ 小学校教育を先取りした教育・保育をするのではなく、乳幼児期にふさわしい生活を通して教育・保育を行うことが最も肝心なことであることを踏まえ、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有することが大切です。
- ・ 校区幼保小連携推進協議会は、年に 2、3 回程度開催され、それぞれの教育・保育を相互理解する場となっており、小1プロブレム解消に一定の成果をあげてきた。今後は、小学校教育への円滑な接続に向けて、学校長・園長のリーダーシップのもと、協議会の内容をさらに充実させていく必要があります。
- ・ 幼保小連携推進研究園による公開研究発表会を通して、幼児教育・保育施設、小学校の教職員は、幼児理解や保育の内容等学ぶ機会となっており、今後は、さらに充実させていくことが必要です。

### 《取組の方向性》

#### ① 長期的な発達を踏まえた接続カリキュラムの編成

- ・ 幼児教育・保育施設と小学校で「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有することは大切です。幼児教育・保育施設は、発達や学びの連続性を踏まえ、小学校教育への円滑な接続に向けたカリキュラムを編成します。
- ・ 全市共通の接続カリキュラムを編成することにより、幼児教育・保育施設は、それを活用し、研修することで幼児教育・保育と小学校教育へのつながりを強化していきます。

#### ② 校区幼保小連携推進協議会の充実

- ・ 教職員同士が、校区幼保小連携推進協議会を通して、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有し、幼児教育・保育と小学校教育との相互理解に向けた意見交換や互見保育・授業の機会を設け、教育・保育の理解を深めるようにします。
- ・ 幼児教育・保育と小学校教育との円滑な接続のあり方を実践研究し、公開保育や情報交換会等を通じて、その成果や課題を情報提供し、共有します。
- ・ 連携推進研究園の拡充に取組むことにより、多くの教職員が関われるよう努めます。

### 《具体的取組》

- ・ 「教育・保育の手引き」（接続のカリキュラム含）の作成と活用
- ・ 校区幼保小連携推進協議会による合同研修の充実（互見保育・授業等）
- ・ 公開研究発表会における連携推進研究園の拡充
- ・ 公開研究発表会等の情報発信